

ぐんま施設園芸燃料高騰緊急支援金交付等要綱

令和 8 年 5 月 13 日 制定

(趣 旨)

- 第 1 ぐんま施設園芸燃料高騰緊急支援金（以下「支援金」という。）は、本県の施設園芸の維持・発展のため、燃料価格の高騰により経営が圧迫されている施設園芸農業者に対し、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、予算の範囲内において交付する。
- 2 前項に定める支援金の交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和 31 年群馬県規則第 68 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象)

- 第 2 交付対象者は、次の（１）に加え、（２）又は（３）のいずれかに該当する者とする。
- （１）群馬県内に居住し、県内で施設園芸を営む農業者、又は群馬県内に事務所を置き、県内で施設園芸を営む法人であること。
- （２）令和 7 事業年度施設園芸セーフティネット構築事業（施設園芸等燃料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和 4 年 12 月 6 日 4 農産第 3092 号農林水産事務次官依命通知）、施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 生産第 2902 号農林水産事務次官依命通知）。以下「SN 事業」という。）に加入している者であること。
- （３）SN 事業に加入していない場合にあっては、令和 8 事業年度 SN 事業へ確実に加入する見込みがある者であること。
- 2 交付対象者は、「群馬県暴力団排除条例（平成 23 年 4 月 1 日施行）」及び「群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する合意書及び要綱（平成 23 年 3 月 28 日施行）」の運用に基づき、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
- （１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （２）暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （３）暴力団員により、その事業活動を実質的に支配されている者
- （４）暴力団員により、その事業活動に実質的に関与を受けている者
- （５）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- （６）暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若し

- くは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

3 交付対象者は、自己又は自社の役員等及び被雇用者が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 不法就労者（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に規定する者をいう。以下同じ。）
- (2) 不法就労者を助長する者

(支援金の交付)

第 3 支援対象とする燃料は、県内の園芸用施設の加温に供するため、令和 7 年 10 月から令和 8 年 5 月（以下「対象期間」という。）に購入した A 重油、灯油及び LP ガスとする。ただし、SN 事業で申請している対象期間及び燃料とする。

なお、本事業で使用する燃料価格は、以下のとおりとする。

対象燃料	指標	単位
A 重油	農業物価統計調査	円/L
灯油	A 重油価格×1.06	円/L
LP ガス	卸売価格（日本 LP ガス協会調査）	円/kg

2 支援金の交付は、前項に定める対象期間中の各月ごとに、当該月の全国平均価格が、発動基準価格（令和 7 事業年度 SN 事業における発動基準を用いることとする。A 重油 94.1 円/L、灯油 99.7 円/L、LP ガス 124.2 円/kg）を超えた場合に行うものとする。

3 施設園芸用燃料の単位数量当たりの支援金額（以下「支援金単価」という。）は、以下のとおりとする。

対象燃料	支援金単価
A 重油	12 円/L
灯油	13 円/L
LP ガス	17 円/kg

4 支援金の交付対象については、交付対象者が営農する園芸用施設の加温に供するために当該月に交付対象者自身が購入した A 重油、灯油及び LP ガスの数量（以下「燃料数量」とする。）とする。ただし、納品書、請求書、領収書等により、交付対象者が購入したことを確認できるものに限る。なお、LP ガスを体積（m³）単位で購入している場合は、LP ガス換算シート（別紙様式第 1 号別添 2）に示す換算係数（0.482）を用いて kg 単位に換算した上で支援金額を算出するものとする。

5 各月ごとの支援金の交付額は次に掲げる算式により、燃料ごとに算出された額を限

度とする。

当該月支援金交付額（円）（1円未満切捨て）＝支援金単価×支援対象となる燃料数量

（交付申請及び実績報告）

- 第4 支援金の交付申請手続は、SN事業の施設園芸用燃料価格差補填金積立契約を締結又は申し込みした者（以下「申請者」という。）が行うものとし、ぐんま施設園芸燃料高騰緊急支援金申請書兼実績報告書（別紙様式第1号。以下「申請書」という。）に、次の書類を添付して、知事が指示する日までに提出しなければならない。
- （1）対象期間中の構成員ごとの支援金交付対象燃料量の一覧表（別紙様式第1号別添1）
 - （2）LPガスをm³単位で購入している場合にあっては、LPガス換算シート（別紙様式第1号別添2）
 - （3）構成員ごとの燃料購入実績根拠書類（燃料等の納品証明書、領収書等）
 - （4）暴力団排除に関する誓約書（別紙1）
 - （5）不法就労対策に係る誓約書（別紙2）
 - （6）その他必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請書は、知事に1部提出するものとし、これをもって実績報告に代えるものとする。
- 3 申請者は、知事が必要と認めるときは、追加資料を提出しなければならない。

（交付決定及び額の確定）

- 第5 知事は、第4の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、支援金の交付を決定するとともに、規則第7条に基づき、支援金額の確定を行うものとする。
- 2 前項の規定による交付決定及び支援金額の確定通知は、ぐんま施設園芸燃料高騰緊急支援金交付決定通知書兼交付額確定通知書（別紙様式第2号）により申請者に通知する。

（検査等）

- 第6 知事は、適正な事務の執行のため必要があると認めるときは、申請者に対して、申請内容の詳細な説明又は追加資料の提出を求めるとともに、関係書類の確認又は現地調査等（以下「検査等」という。）を行うことができる。

（取消）

- 第7 知事は、申請内容に虚偽若しくはその他不正行為があると認めるとき、又はこの要綱に定める事項を満たさないことが判明した場合は、検査等の上、支援金の交付決定の全

部又は一部を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第8 知事は、第7による取消しをした場合、支援金の交付額の全部又は一部の返還を求めることができる。なお、その場合には、その旨を当該申請者に書面により通知するものとする。

(資料等の整備及び保管)

第9 申請者は、支援金の申請に係る資料及び帳票類を常に整備しておかなければならない。

2 申請者は、支援金の交付を受けたときは、交付決定日の属する会計年度の翌会計年度から5年間、前項の資料及び帳票類を全て保管しておかなければならない。また、申請者は、その構成員に対し、申請に係る証拠書類等を保管し、必要に応じて、閲覧できるように求めるものとする。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月13日から施行する。